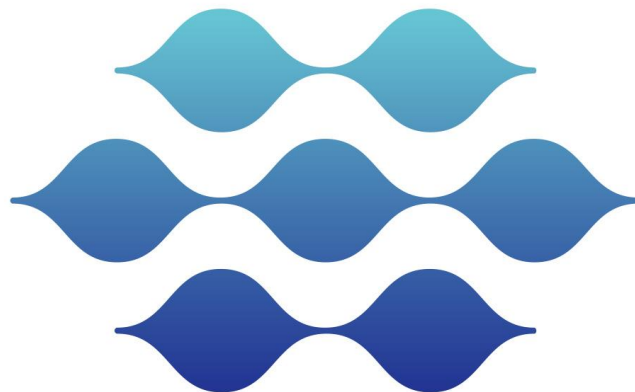


熊本の水と人をネットワークする

くまもと水守

—制度のあらましとお申込み方法—



KUMAMOTO WATER LIFE

熊本市

◆「くまもと水守」って、どんな制度なの？

熊本には、水環境や水文化を守っている人、水の魅力をPRする人などがたくさんいます。こうした人材を、市が“くまもと水守”の愛称で登録し、人材育成や情報提供を行う制度です。

この制度では、「水を守る」「水を生かす」人材と活動を掘り起こし、情報を収集・提供し、また異業種・異分野の水守同士の交流を促して活動の輪を広げていきます。皆さんの手で、熊本の水環境の保全や水文化の継承、魅力発信を進めていく制度です。

◆「水守」って、どんな人がなれるの？どんな「水守」があるの？

水を守る活動や水の魅力PRの活動ができる人なら、どなたでもなれます。例えば、こんな活動が対象です。

そして、自分の活動にあった「水守の呼称」を自由につけて活動することができます。

【活動の例（今やっている事・できる事）】

- ・熊本水遺産の湧水地の世話人・・・・・・・・⇒
- ・地下水をかん養する農家・・・・・・・・⇒
- ・地域の水祭りをする人・・・・・・・・⇒
- ・熊本の地下水の研究者・・・・・・・・⇒
- ・水の名所や
水遺産の案内ができる人・・・・・・・・⇒
- ・東京の県人会でPRする人・・・・・・・・⇒
- ・熊本の水のおいしさを伝える
レストランのシェフ・・・・・・・・⇒
- ・インターネットを活用して
情報発信ができる人・・・・・・・・⇒

【水守の呼称の例】

- [〇〇湧水]水守
- [地下水かん養]水守
- [水祭り]水守
- [研究]水守
- [ガイド]水守
- [宣伝]水守
- [料理人]水守
- [IT]水守

あくまで例です。自分の活動にあった「水守の呼称」をつけることができます。

◆水守になると、どんな活動をするの？

- ① 水守になったら、自分にできる範囲で活動を行ってください（今まで行っていた活動など）。自分の得意分野、自分のペースで行ってください。活動はボランティアで、無償です。
- ② 活動する（した）情報を市に提供してください。情報提供の方法は、FAXやメール、電話などでその都度ご連絡ください
例えば、江津湖の環境ツアーをする（した）
地域で水神祭りをする（した）
関西で水のPRイベントをする（した） などなど
以上の2つが主な活動になります。

◆水守になると、どんなメリットがあるの？

ほかの水守の人材情報や活動情報が届く／市が主催する水守を対象とした講座や交流会に参加できる／市のくまもとウォーターライフホームページに自分の活動を掲載できる／ほかの水守と交流や情報交換ができる／水守の名前が自由に使用できる。

(例：水守のいる店) / 水守グッズが交付される

◆水守情報の共有と守秘

水守になると、水守の名簿がつくられ、水守同士のみで情報を共有します。あらかじめご了承の上、お申し込みください。ただし、名簿に載せる情報は限定され（申込書で掲載項目の可否を選択できます）、水守以外は非公開の取り扱いとなります。

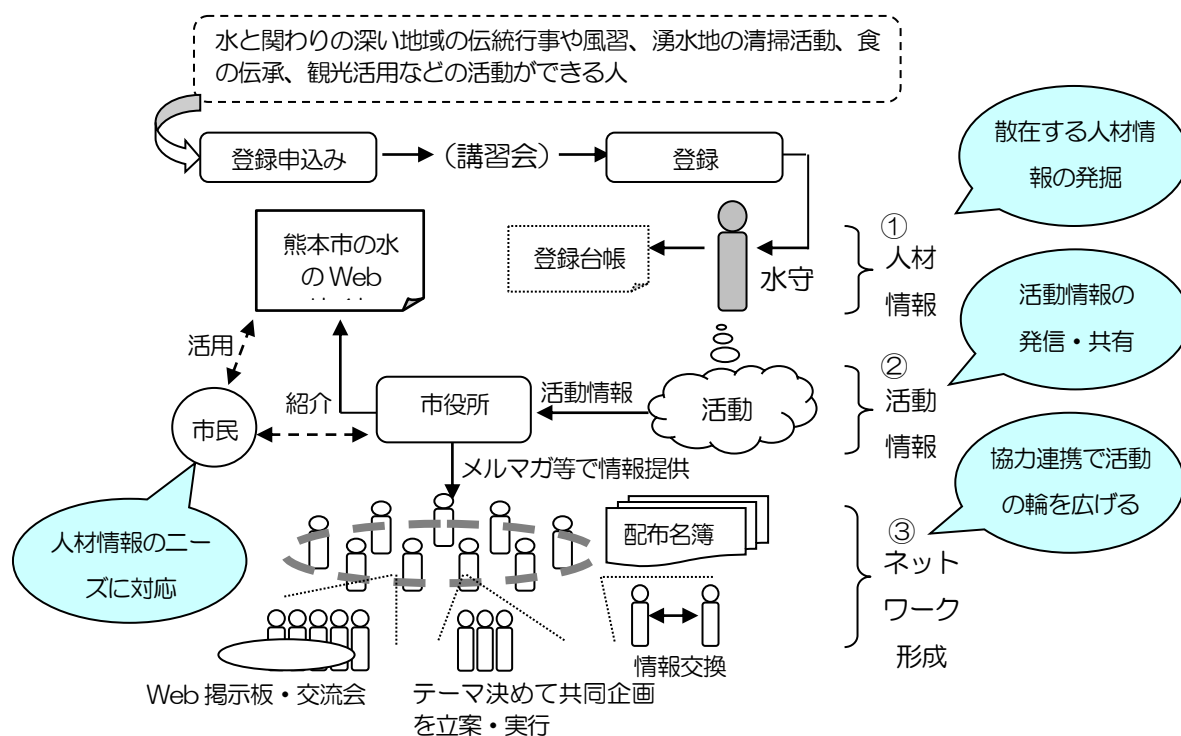
また水守は名簿情報を守秘しなければならず、他人に見せたり提供することはできません。市でも厳重に管理します。

くまもと水守制度の仕組みと機能

くまもと水守は、制度として3つの機能を備えています。①どこに、どんな人がいるのかがわかる人材情報バンク、②どんな活動をしているのかがわかる活動情報バンク、③水守情報の提供や情報交換・交流が可能になるネットワーク形成の3つがあります。

市民から「江津湖のガイドを探している」などの人材情報の提供依頼に対して、市が水守の了解のもとに水守を紹介・斡旋も行う機能も含まれています。

【図 水守制度の仕組みと機能】



◆あなたも水守になってみませんか？

対 象：熊本市の水環境の保全や魅力発信などの活動ができる人ならどなたでも。

※年齢、住所（市内外）など不問。個人での登録となります。

※講習会の受講が必要です（通信制の講習も有ります。）。

◆お申込みと手続き

①くまもと水守登録申込書（様式第 1 号）を市役所（水保全課）に提出



②市役所から講習会の開催日の通知が届く

※受講が無理な場合は通信制を受講



③講習会の受講、登録証の交付

※通信制の場合は登録証を郵送

※講習会について

講習会は 1 回で、熊本の水に関する基本的な知識の習得および水守制度に関する理解を深めていただく内容としています。

※通信制の講習について

住居が遠方にある等の理由で、通信制の講習を受講できますが、できるだけ講習会に参加してください。通信制では、講習会の内容を郵送等でお送りし、これを読んでいただき、理解・了承した旨の書面の提出等によって受講修了と見なすものです。

くまもと水守制度に関して詳しいことをお知りになりたい方は、下記までお気軽にお問い合せください。

問い合わせ・申込み先

熊本市環境局水保全課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

電話 096-328-2436 FAX096-359-9945

電子メール mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp